

とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい
栃木県障害者差別解消推進条例

へいせい ねん がつ にちとちぎけんじょうれいだい ごうせいていこうふ
平成28年3月25日栃木県条例第14号制定公布

れいわ ねん ねん にちとちぎけんじょうれいだい ごうかいせいこうふ
令和5年12月26日栃木県条例第42号改正公布

ぜん ぶん
前 文

すべ もの しょうがい う む ひと き
全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基

ほんてきじんけん きょうゆう こじん そんちょう
本的人権を享有する個人として尊重されなければ
ならない。

しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか む こくない
これまで、障害者の自立と社会参加に向けた国内

ほう せいび しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ひじゆん
法の整備や障害者の権利に関する条約の批准な

すす なか ほんけん しょうがいしゃ みずか
どが進められる中、本県においては、障害者が、自

いし ちいき く こせい のうりよく
らの意思によって、地域で暮らし、個性や能力を

はつき ちいきしゃかい じつげん む さまざま
発揮することができる地域社会の実現に向けた様々

とりくみ すす
な取組を進めてきた。

しかしながら、^{しょうがい}障害や^{しょうがいしゃ}障害者に対する^{たい}誤解や^{ごかい}偏^{へん}

^{けん}見などにより、^{しょうがい}障害を^{りゆう}理由として^{ふとう}不当な^{とりあつか}取扱いを

^う受けるなど、^{しょうがいしゃ}障害者が^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活を^{いとな}営む

^{うえ}上で^{さまた}妨げとなる^{さべつ}差別は^{いぜん}依然として^{そんざい}存在する。

こうした^{じょうきょう}状況の中、^{なか}誰もが^{だれ}安心して^{あんしん}暮らせる^くふ

るさと^{とちぎけん}栃木県として^{こんご}今後も^{はってん}発展していくためには、

^{すべ}全ての^{けんみん}県民が、^{しょうがい}障害や^{しょうがいしゃ}障害者に^{かん}関する^{りかい}理解を^{じゅうぶん}十分

^{ふか}に^{しょうがい}深めて、^{りゆう}障害を^{さべつ}理由とする^{かいしょう}差別の^む解消に向けた

^{とりくみ}取組を^{いっそうすす}一層進めていく^{ひつよう}必要がある。

ここに、^{わたし}私たちは、^{すべ}全ての^{けんみん}県民が、^{しょうがい}障害の^{うむ}有無に

^{とも}かかわらず、^{ささ}共に^あ支え合う^{ちいきしゃかい}地域社会の^{じつげん}実現を^{めざ}目指し、

^{しょうがいしゃさべつ}障害者差別の^{かいしょう}解消に^{けん}県を^あ挙げて^と取り^く組むことを

^{けつい}決意し、^{じょうれい}この^{せいてい}条例を^{せい}制定する。

だい しょう そうそく
第 1 章 総則

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しょうがい りゆう さべつ
第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別

いか しょうがいしゃさべつ かいしょう かん
(以下「障害者差別」という。)の解消に関し、

きほんりねん さだ なら けん けんみんおよ じぎょうしゃ
基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の

せきむ あき しょうがいしゃさべつ
責務を明らかにするとともに、障害者差別の

かいしょう かん しさく きほん じこう さだ
解消に関する施策の基本となる事項を定めるこ

とにより、障害者差別の解消に関する施策を

そうごうてき すいしん すべ けんみん しょうがい
総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の

うむ わ へだ そうご
有無によって分け隔てられることなく、相互に

じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい
人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の

じつげん し もくてき
実現に資することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃ しんたい
第2条 この条例において「障害者」とは、身体

しょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく
障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

た しんしん きのう しょうがい い か しょうがい そうしょう
その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称

する。）がある者であって、障害及び社会的障壁

けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう
により継続的に日常生活又は社会生活に相当な

せいげん う じょうたい
制限を受ける状態にあるものをいう。

じょうれい しゃかいてきしょうへき しょうがい
2 この条例において「社会的障壁」とは、障害

もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
がある者にとって日常生活又は社会生活を営む

うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど
上で障壁となるような社会における事物、制度、

かんこう かんねん た いっさい
慣行、観念その他一切のものをいう。

じょうれい じぎょうしゃ しょうがい りゆう
3 この条例において「事業者」とは、障害を理由

さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん
とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年

ほうりつだい ごう だい じょうだい ごう きてい じぎょうしゃ
法律第65号）第2条第7号に規定する事業者の

けん くいきない しょうぎょう た じぎょう
うち、県の区域内において商業その他の事業を

おこな 物の
行 者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しょうがいしゃさべつ かいしょう しょうがい うむ
第3条 障害者差別の解消は、障害の有無にか

かわらず、ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん
かわらず、等しく基本的人権を享有する個人とし

すべ けんみん そんげん おも およ
て全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその

そんげん ちいきせいかつ いとな けんり そんちょう
尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重さ

れることをきほん すいしん
れることを基本として推進されなければならない。

しょうがいしゃさべつ かいしょう しょうがいおよ しょうがいしゃ たい
2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対

ごかい へんけん たりかい ふそく かいしょう じゅうよう
する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要

すべ けんみんおよ じぎょうしゃ たよう
であることから、全ての県民及び事業者が、多様

ひとびと ちいきしゃかい こうせい
な人々により地域社会が構成されているという

きほんてきにんしき もと しょうがいおよ しょうがいしゃ かん
基本的認識の下に、障害及び障害者に関する

りかい ふか きほん すいしん
理解を深めることを基本として推進されなければならない

ならない。

3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する

多様な主体が、相互に協力することを基本とし

て推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」

という。）にのっとり、障害者差別の解消に関する

施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第5条 県及び市町村は、それぞれが実施する

障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ

効果的に推進されるよう、相互に連携を図りなが

きょうりよく
ら協 力するものとする。

けんみんおよ じ ぎょうしゃ せき む
(県民及び事業者の責務)

だい じょう けんみんおよ じ ぎょうしゃ きほんりねん
第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、

しょうがいおよ しょうがいしゃ かん り かい ふか
障 害及び障 害者に関する理 解を深めるとともに、

けんおよ し ちょうそん じっし しょうがいしゃさべつ かいしょう
県及び市 町 村が実施する障 害者差別の解 消に

かん しさく きょうりよく つと
関する施策に協 力するよう努めなければならな
い。

だい しょう しょうがいしゃさべつ かいしょう かん きほんてきしさく
第2章 障 害者差別の解 消に関する基本的施策

しょうがいしゃさべつたいおうししん
(障 害者差別対応指針)

だい じょう ち じ しょうがいしゃさべつ かん じこう かん
第7条 知事は、障 害者差別に関する事項に関し、

けんみんおよ じ ぎょうしゃ てきせつ たいおう ひつよう
県民及び事業者が適切に対応するために必要な

ししん い か しょうがいしゃさべつたいおうししん
指針（以下「障 害者差別対応指針」という。）を

さだ
定めるものとする。

2 知事は、^{ち じ} 障害者差別対応指針^{しょうがいしゃさべつたいおうししん}を策定^{さくてい}しようとする

るときは、あらかじめ、^{けんみんおよ} 県民及び^{じぎょうしゃ} 事業者の^{いけん} 意見を

^{はんえい} 反映させるために^{ひつよう} 必要な^{そち} 措置を^{こう} 講ずるよう^{つと} 努める

とともに、^{とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいけんかい} 栃木県障害者差別解消推進委員会

(以下「^{い か} 委員会^{いけん}」という。)の^き 意見を聴かなければ
ならない。

3 知事は、^{ち じ} 障害者差別対応指針^{しょうがいしゃさべつたいおうししん}を定め^{さだ}たるときは、

^{ちたい} 遅滞なく、これを^{こうひょう} 公表しなければならぬ。

4 前2項の規定は、^{ぜん こう きてい} 障害者差別対応指針^{しょうがいしゃさべつたいおうししん}の^{へんこう} 変更^{へんこう}に

ついて^{じゅんよう} 準用する。

^{そうだんたいせい} (相談体制^{じゅうじつとう}の^{じゅうじつとう} 充実等)

第8条 県は、^{しょうがいしゃさべつ} 障害者差別^{かん}に関する^{そうだん} 相談^{てきせつ}に適切に

^{おう} 応じられるよう、^{そうだんたいせい} 相談体制^{じゅうじつ}の^た 充実^{ひつよう}その他の^{ひつよう} 必要な

し さ く こ う
施策を講ずるものとする。

けいはつかつどうなら きょういくおよ がくしゅう すいしん
(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

だい じょう けん けんみんおよ じぎょうしゃ しょうがいしゃさべつ
第9条 県は、県民及び事業者が障害者差別の

かいしょう じゅうようせい にんしき しょうがいおよ
解消の重要性について認識し、障害及び

しょうがいしゃ かん りかい ふか
障害者に関する理解を深めることができるよう、

ひつよう けいはつかつどう おこな きょういくおよ がくしゅう
必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習

すいしん つと
の推進に努めるものとする。

ひょうしょう
(表彰)

だい じょう ち じ しょうがいしゃさべつ かいしょう すいしん
第10条 知事は、障害者差別の解消の推進につい

とく けんちよ こうせき みと もの ひょうしょう
て特に顕著な功績があると認められる者を表彰

することができる。

ざいせいじょう そ ち
(財政上の措置)

だい じょう けん しょうがいしゃさべつ かいしょう かん しさく
第11条 県は、障害者差別の解消に関する施策を

そうごうてき さくてい およ じっし ひつよう
総合的に策定し、及び実施するために必要な

ざいせいじょう そち こう つと
財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

だい しょう しょうがいしゃさべつ かいしょう そち
第3章 障害者差別を解消するための措置

しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか きんし
(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう なんびと しょうがいしゃ せいめいまた しんたい あんぜん
第12条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の

かくほ え みと ばあい た
確保のためやむを得ないと認められる場合その他

せいとう りゆう ばあい のぞ しょうがい りゆう
の正当な理由がある場合を除き、障害を理由とし

つぎ かが こうい
て次に掲げる行為をしてはならない。

(1) しょうがいしゃ ふくし りよう きよひ
障害者が福祉サービスを利用することを拒否

せいげん も じょうけん ふ また
し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は

きょうせい
強制すること。

(2) しょうがいしゃ いりょう う きよひ せいげん
障害者が医療を受けることを拒否し、制限し、

も じょうけん ふ また きょうせい
若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。

(3) しょうがいしゃ ねんれいおよ のうりよく おう
障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その

とくせい ふ きょういく う きよひ せいげん
特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限

また じょうけん ふ
し、又はこれに条件を付すこと。

(4) しょうがいしゃ たすう もの りよう きょう たてもの
障害者が多数の者の利用に供される建物そ

た しせつまた こうきょうこうつうきかん りよう
の他の施設又は公共交通機関を利用することを

きよひ せいげん また じょうけん ふ
拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。

(5) しょうがいしゃ あいだ ふどうさん ばいばいまた ちんたいしゃく
障害者との間で不動産の売買又は賃貸借、

ちんしゃくけん じょうとも ちんしゃくぶつ てんたい かか けいやく
賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約

ていけつ きよひ せいげん また
を締結することを拒否し、制限し、又はこれに

じょうけん ふ
条件を付すこと。

(6) ぜんかくごう かか しょうがいしゃ しょうひん
前各号に掲げるもののほか、障害者が商品を

こうにゆう また りよう
購入すること又はサービスを利用することを

きよひ せいげん また じょうけん ふ
拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。

(7) 労働者の募集又は採用に関し、障害者の応募

又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を
付すこと。

(8) その雇用する障害者の賃金の決定、教育訓練

の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇につい
て障害者でない者と差別的取扱いをし、又は
障害者を解雇すること。

(9) 障害者への情報の提供を拒否し、制限し、又

はこれに条件を付すこと。

(10) 障害者からの意思表示の受領を拒否し、

制限し、又はこれに条件を付すこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者

と差別的取扱いをすることにより、障害者の
権利利益を侵害すること。

しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてきはいりよ
(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

だい じょう けん じ む また じぎょう おこな あ
第13条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、

しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう しょうがいしゃ げん
社会的障壁の除去を必要としている障害者が現

そん じっし ともな ふたん かじゅう
に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
ときは、障害者の権利利益を侵害することとなら

とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい
ないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の

じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし
状態に応じて、社会的障壁の除去の実施につい

ひつよう ごうりてき はいりよ
て必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

けんみん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ
2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を

ひつよう むね い し ひょうめい ばあい
必要としている旨の意思の表明があった場合に

じっし ともな ふたん かじゅう
おいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
障害者の権利利益を侵害することとならないよ

とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい
う、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に

おう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう
応じて、社会的障壁の除去の実施について必要か

ごうりてき はいりよ つと
つ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

3 じぎょうしゃ じぎょう おこな あ しょうがいしゃ
事業者は、その事業を行うに当たり、障害者

げん しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね
から現に社会的障壁の除去を必要としている旨

い し ひょうめい ばあい じっし
の意思の表明があった場合において、その実施に

ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんり
伴う負担が過重でないときは、障害者の権利

りえき しんがい とうがいしょうがいしゃ
利益を侵害することとならないよう、当該障害者

せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてき
の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的

しょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうりてき
障壁の除去の実施について必要かつ合理的な

はいりよ
配慮をしなければならない。

そうだん
(相談)

だい じょう けん しょうがいしゃさべつ かん そうだん
第14条 県は、障害者差別に関する相談があった

ひつよう おう つぎ かけ そち こう
ときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるも

のとする。

(1) 当該相談に係る関係者に情報の提供及び
助言を行うこと。

(2) 当該相談に係る関係者相互間の調整を行う
こと。

(3) 関係行政機関に通告、通報、通知等を行う
こと。

(あっせん)

第15条 障害者は、自己に対する事業者による第

12条又は第13条第3項の規定に違反する行為

(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案

について、前条の相談によっては解決されないと

きは、知事に対し、当該事案の解決のために必要な

あっせんを求める申立てをすることができる。

2 あっせん対象行為の対象となった障害者の

ほ ごしゃ はいぐうしゃ しんけん おこな もの こうけんにん た
保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の

もの しょうがいしゃ げん ほ ご およ
者で、障害者を現に保護するものをいう。）及び

じゆん もの ちじ みと もの とうがい
これに準ずる者として知事が認める者は、当該あ

たいしょうこうい かか じあん ぜんじょう
っせん対象行為に係る事案について、前条の

そうだん かいけつ ちじ たい
相談によっては解決されないときは、知事に対し、

とうがいじあん かいけつ ひつよう もと
当該事案の解決のために必要なあっせんを求める

もうした とうがいもうした
申立てをすることができる。ただし、当該申立

あき とうがいしょうがいしゃ い はん
てをすることが明らかに当該障害者の意に反す

みと かぎ
ると認められるときは、この限りでない。

だい じょう ちじ ぜんじょうだい こうまた だい こう きてい
第16条 知事は、前条第1項又は第2項の規定に

もうした おこな
よる申立てがあったときは、あっせんを行う

ひつよう みと また たいしょうこうい
必要がないと認めるとき又はあっせん対象行為

にかか じあん せいしつじょう おこな てきとう
に係る事案の性質上あつせんを行 うことが適當
でないと認めるときを除き、委員会に あつせんを
おこな
行わせるものとする。

2 いいんかい ぜんこう きてい おこな
委員会は、前項の規定によるあつせんを行 うた
めひつよう ないと認めるときは、あつせん たいしょうこうい
め必要があると認めるときは、あつせん対象行為
にかか じあん かんけいしゃ たい ひつよう しりょう ていしゅつおよ
に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及
せつめい もと
び説明を求めることができる。

かんこく
(勧告)

だい じょう いいんかい あん ていじ ばあい
第17条 委員会は、あつせん案が提示された場合に
おいてあつせん たいしょうこうい ないと認められる事
ぎょうしゃ せいとう りゆう どうがい あん じゅだく
業者が正当な理由なく当該あつせん案を受諾し
ないときは、ち じ たい どうがい あん じゅだく
知事に対し、当該あつせん案を受諾
する こと その 他 ひつよう そ ち こう かんこく
必要な措置を講ずべきことを勧告

するよう^{もと}求めることができる。

2 知事は、^{ちじ}前項^{ぜんこう}の規定^{きてい}による^{いいんかい}委員会^{もと}の求め^{おう}に応じ
て、^{とうがいもと}当該^{かか}求め^{じぎょうしゃ}に係る^{たい}事業者^{とうがい}に対し、当該^{あん}あつせん
案^{じゆだく}を受諾^{たひつよう}すること^{そち}その他^{こう}必要な^{かんこく}措置^を講ず^{べき}べきこ
とを^{かんこく}勧告^をすることができる。

^{こうひょう}
(公表)

第18条 知事は、^{だいじょう}前条^{ちじ}第2項^{ぜんじょうだい}の規定^{こう}による^{きてい}勧告^{かんこく}を
受^うけた^{じぎょうしゃ}事業者^{せいとう}が^{りゆう}正当な^{とうがいかんこく}理由^{したが}なく^{した}当該^{かんこく}勧告^に従^わわ
なかつた^{とき}ときは、^{とうがいかんこく}当該^{ないよう}勧告^{たきそく}の内容^{さだ}その他^め規則^でで定^め
める^{じこう}事項^{こうひょう}を^を公表^をすることができる。

2 知事は、^{ちじ}前項^{ぜんこう}の規定^{きてい}による^{こうひょう}公表^をしようとする
ときは、^{とうがい}あらかじめ、^{じぎょうしゃ}当該^{たい}事業者^に対し、^{その}その
^{こうひょう}公表^の理由^{りゆう}を^{つうち}通知^{いけん}し、^の意見^のを^{きかい}述べる^{あた}機会^をを与えな

なければならない。

だい しょう とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんいいんかい
第4章 栃木県障害者差別解消推進委員会

だい じょう じょうれい きてい けんげん ぞく
第19条 この条例の規定によりその権限に属させ

られた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、

しょうがいしゃさべつ かいしょう すいしん かん じこう ちょうさ
障害者差別の解消の推進に関する事項を調査

しんぎ いいんかい お
審議するため、委員会を置く。

2 いいんかい ぜんこう きてい しょうがいしゃ
委員会は、前項に規定するもののほか、障害者

さべつ かいしょう すいしん ひつよう みと じこう
差別の解消の推進に必要と認められる事項につ

いて、知事に意見を述べることができる。

3 いいんかい ぜん こう きてい
委員会は、前2項に規定するもののほか、

しょうがいしゃさべつ かん そうだんおよ とうがいそうだん かか じれい
障害者差別に関する相談及び当該相談に係る事例

ふ しょうがいしゃさべつ かいしょう とりくみ
を踏まえた障害者差別を解消するための取組に

かん じょうほう こうかんおよ きょうぎ おこな
関する情報の交換及び協議を行うことができる。

4 ^{いいんかい} 委員会は、^{いいん} 委員^{にんい} 30人以内で^{そしき} 組織する。

5 ^{いいん} 委員は、^{つぎ} 次に掲げる^{かか} 者のうちから、^{ちじ} 知事が^{にんめい} 任命する。

(1) ^{がくしきけいけん} 学識経験^{ゆう} を有する^{もの} 者

(2) ^{しょうがいしゃまた} 障害者又は^{かぞく} その家族

(3) ^{しょうがいしゃ} 障害者の^{じりつおよ} 自立及び^{しゃかいさんか} 社会参加に^{かん} 関する^{じぎょう} 事業に

^{じゅうじ} 従事する^{もの} 者

(4) ^{じぎょうしゃまた} 事業者又は^{だんたい} その団体の^{やくしょくいん} 役職員

(5) ^{かんけいぎょうせいきかん} 関係行政機関の^{しょくいん} 職員

(6) ^{ぜんかくごう} 前各号に掲げる^{かか} 者のほか、^{ちじ} 知事が^{てきとう} 適当と^{みと} 認め

^{もの} る者

6 ^{いいん} 委員の^{にんき} 任期は、^{ねん} 3年とする。ただし、^{ほけつ} 補欠の^{いいん} 委員

^{にんき} の任期は、^{ぜんにんしゃ} 前任者の^{ざんにんきかん} 残任期間とする。

7 ^{いいん} 委員は、^{さいにん} 再任される^{こと} ことができる。

8 ^{いいん} 委員は、^{しよくむじょうし} 職務上 ^{ひみつ} 知ることができた ^も 秘密を漏らし
てはならない。その ^{しよく} 職を ^{しりぞ} 退いた ^{あと} 後も ^{どうよう} 同様とする。

9 ^{いいんかい} 委員会に、^{だい} 第16 ^{じょうだい} 条 ^{こう} 第1 ^{きてい} 項の規定によるあつせん
その ^た 他 ^{ひつよう} 必要な ^{じむ} 事務を ^{しより} 処理するため、^{ぶかい} 部会を ^お 置くこ
とができる。

10 ^{ぜんかくこう} 前各項に ^{さだ} 定めるもののほか、^{いいんかい} 委員会の ^そ 組織 ^{しきおよ} 及び
^{うんえい} 運営 ^{かん} に関し ^{ひつよう} 必要な ^{じこう} 事項は、^{きそく} 規則 ^{さだ} で定める。

^{だい} 第5 ^{しょう} 章 ^{ざっそく} 雑則

^{きそく} (規則 ^{いにん} への委任)

^{だい} 第20 ^{じょう} 条 ^{じょうれい} この ^{さだ} 条例に ^{じょうれい} 定めるもののほか、この ^{じょうれい} 条例
^{しこう} の ^{かん} 施行 ^{ひつよう} に関し ^{じこう} 必要な ^{きそく} 事項は、^{さだ} 規則で定める。

^ふ 附 ^{そく} 則

1 ^{じょうれい} この ^{へいせい} 条例は、^{ねん} 平成28 ^{がつ} 年 ^{にち} 4月 ^{しこう} 1日から ^{しこう} 施行する。

ただし、^{だい じょう}第15条から^{だい じょう}第18条までの^{きてい}規定は、^{どうねん}同年
^{がつ にち}10月1日から^{しこう}施行する。

2 ^{ち じ}知事は、この^{じょうれい}条例の^{しこう ごと}施行後3年を^{ねん けいか}経過した場合
において、^{しょうがい りゆう}障害を理由とする^{さべつ かいしょう すいしん}差別の^{すいしん}解消の^{すいしん}推進
に関する^{かん ほうりつ}法律の^{しこう}施行の^{じょうきょう}状況を^{かんあん}勘案しつつ、この
^{じょうれい}条例の^{しこう}施行の^{じょうきょう}状況について^{けんとう くわ}検討を加え、^{ひつよう}必要が
あると^{みと}認めるときは、その^{けっか おう}結果に応じて^{しょうよう み}所要の見
^{なお}直しを^{おこな}行うものとする。

^ふ附 ^{そく}則（^{へいせい ねんじょうれいだい ごう}平成30年条例第10号）

- 1 ^{じょうれい}この^{へいせい ねん}条例は、^{がつ にち}平成30年4月1日から^{しこう}施行する。
- 2 ^{じょうれい}この^{しこう}条例の^{さいげん}施行の際現に^{とちぎけんすいぼうきょうぎかい}栃木県水防協議会、
^{とちぎけんりつとしょかんきょうぎかい}栃木県立図書館協議会、^{とちぎけんこていしさんひょうかしん}栃木県固定資産評価審
^{ぎかい}議会、^{とちぎけんちほうやくじしんぎかい}栃木県地方薬事審議会、^{とちぎけんしよくぎょうのうりよく}栃木県職業能力

かい はつしんぎ かい とちぎけん かい はつしん さかい とちぎけん りつびじゅつかん
開発審議会、 栃木県開発審査会、 栃木県立美術館

ひょうぎいん かい とちぎけん ぶんかざいほごしんぎ かい とちぎけん りつ
評議員会、 栃木県文化財保護審議会、 栃木県立

はくぶつかん きょうぎ かい とちぎけん しょうがいしゃせさくすいしんしんぎ かい
博物館協議会、 栃木県障害者施策推進審議会、

とちぎけん かんきょうしんぎ かい とちぎけん じぎょうにんていしんぎ かい
栃木県環境審議会、 栃木県事業認定審議会、

とちぎけん だんじょきょうどうさんかくしんぎ かい とちぎけん じんけんせさく
栃木県男女共同参画審議会、 栃木県人権施策

すいしんしんぎ かい とちぎけん けい かんしんぎ かい とちぎけん せいしょうねん
推進審議会、 栃木県景観審議会、 栃木県青少年

けんぜんいくせいしんぎ かい とちぎけん ぶんかしんこうしんぎ かい も
健全育成審議会、 栃木県文化振興審議会若しくは

とちぎけん すいしんしんぎ かい いいん とちぎけん しゃかい
栃木県スポーツ推進審議会の委員、 栃木県社会

きょういくいいん また とちぎけん もんだいたいさくいいん かい
教育委員又は栃木県いじめ問題対策委員会、

とちぎけん やくぶつしていしん さかい も とちぎけん しょうがいしゃ
栃木県薬物指定審査会若しくは 栃木県障害者

さべつかいしょうすいしんいいん かい いいん にんめい また いしよく
差別解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱

されている者の任期については、なお従前の例に
よる。

ふ そく れいわ ねんじょうれいだい ごう
附 則 (令和5年条例第42号)

じょうれい れいわ ねん がつ にち しこう
この条例は、令和6年4月1日から施行する。